

健康なごやプラン21（第3次）（案） に対する市民意見の内容及び市の考え方

健康なごやプラン21(第3次)（案）に対し、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。皆様からいただきましたご意見の概要と、それに対する市の考え方を公表いたします。

なお、ご意見のうち、内容について趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約、または分割して掲載しておりますので、ご了承ください。

【意見募集の概要】

○意見募集期間

令和5年12月27日（水曜日）から令和6年1月25日（木曜日）

○意見提出状況

意見提出者数：11名 意見総数：19件

・意見提出方法

郵送	ファックス	電子メール	持参	合計
1名	4名	6名	0名	11名

○意見の内訳

1	健康なごやプラン21（第3次）におけるとりくみ	19件
分野1	栄養・食生活	2件
分野2	身体活動・運動	3件
分野4	たばこ・COPD	5件
分野5	アルコール	1件
分野6	歯・口腔の健康	1件
分野8	がん	3件
分野10	思春期の保健対策の強化と心身両面の健康づくり	1件
分野13	子どものこころの安らかな発達と育児不安の軽減	1件
分野14	社会とのつながり	1件
その他		1件

＜意見の概要及び市の考え方＞

1 健康なごやプラン 21（第 3 次）におけるとりくみ（19 件）

分野 1 栄養・食生活（2 件）

【市民意見】

若い世代の食生活は、本来、中学校給食の実施・給食費の無償化といった「安全で健康的な給食保障」が必要だと考える。「中学校給食の実施なども課題となる」といった表現ができないか。

【市の考え方】（健康福祉局・教育委員会）

ご指摘のとおり、安全で健康的な給食保障は重要なものと考えております。本市では、「名古屋市食育推進計画」の下、給食を通じた食育を推進しており、その一環として、中学校ではスクールランチを実施しております。また、計画案 P. 31 にも給食を通じた食育に取り組むことを記載しており、今後も給食を通じて子どもの食生活の改善に取り組んでまいります。

【市民意見】

「肥満」に関する記載を強調しても良いのではないかと。肥満は万病の元であると多くの人が知っているにもかかわらず、なぜ肥満になる人が多いのか、なぜ女性より男性の方が肥満者が多いのかなど、更に掘り下げた内容があると良い。

また、「現代人の飽食」が肥満の 1 つの原因であると考えており、広く周知されるべきである。

【市の考え方】（健康福祉局）

ご指摘のとおり、肥満は、生活習慣病をはじめとする数多くの疾患の元であり、肥満の予防は、本市としても重要であると認識しております。

肥満の一般的な原因は、過食や運動不足などの生活習慣の乱れとされています。本計画では、栄養・食生活や身体活動・運動分野において個人の生活習慣の改善を目指すとともに、個人を取り巻く社会環境の質の向上を図ることで、多方面から、市民の健康状態の改善に取り組むこととしています。

今後、本計画を具体化する中で、個別の要因に留意しながら、肥満者の割合減少に向けた取組を推進してまいります。

分野2 身体活動・運動（3件）

【市民意見】

フレイルとは何か、図なども含めて解説があると良い。

【市の考え方】（健康福祉局）

計画案の P.35 にイラスト付きでフレイルの説明を掲載しており、頂いたご意見と同旨のものと考えております。

【市民意見】

フレイル予防の大切さを市民に広く効果的に普及啓発してほしい。

【市の考え方】（健康福祉局）

本市としても、フレイル予防の大切さを普及啓発することは重要と考えております。現在、市独自の「なごや八〇フレイルテスト」の配布やフレイル予防の取り組みに応じてポイントを付与するアプリの導入などを通じて、普及と予防に努めており、引き続き、これらの取組を通じて、市民の皆様の健康づくりに取り組んでまいります。

【市民意見】

市民が身近な場所で運動しやすい環境を整えるため、鳴海駅再開発に市民病院の新設ではなく、若者が利用できるスケートボード練習台を整備してほしい。また、高齢者の運動機会を増やすため、ターゲット・バードゴルフが楽しめる場所を作してほしい。

【市の考え方】（健康福祉局）

本市としても、市民の方の運動機会の確保は重要なものと認識しております。頂いたご意見も参考にさせていただきます。

分野4 たばこ・COPD（5件）

【市民意見】

喫煙率削減の前提は“喫煙をやめたい者がやめる”ことであり、禁煙希望者への支援であって、決して禁煙推奨ではない。20歳以上の個々人が、大人の嗜好品であるたばこを愉しむ自由は尊重されるべきであり、個々人の嗜好に踏み込んで、喫煙をやめたくない人まで禁煙に誘導することは不適切であり、大問題である。

「たばこ」は長年日本国民の生活に定着している合法的嗜好品であるとともに、貴重な担税物品でもあることを踏まえ、総合的に見て偏りのない公平・公正な方針を策定してほしい。

【市の考え方】（健康福祉局）

屋内での原則禁煙を掲げる改正健康増進法の全面施行に合わせ、本市では令和2年4月に「名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例」を施行し、防煙教育や屋外分煙施設設置費用助成事業など、受動喫煙対策に取り組んでまいりました。

受動喫煙対策において、禁煙を希望する方への支援は重要であり、今回の計画でも市の取り組みとして「禁煙希望者への支援」を明記したところです。一方でP41の(2)これまでの経過と課題における「喫煙者に対する禁煙支援の推進」という記載につきましては、ご指摘のとおり喫煙をやめたくない人まで禁煙に誘導するかのよう誤認させるおそれがあることから、記載内容を「禁煙希望者に対する支援の推進」に変更します。

【市民意見】

1 煙草の喫煙率が高い都道府県ほど、概ね平均寿命と健康寿命が短く、死亡率が高くなるデータがある。たばこ病による早死をなくすため、下記の実施を進めてほしい。

- ・タバコに含まれるメンソールなどの添加物を含む危険性の周知啓発
- ・国へのタバコの添加物の法規制と監督機関の創設の要請
- ・禁煙治療の3分の2助成
- ・禁煙治療の都道府県又は市町村における受診者数の数値目標の設定
- ・名古屋市議員への禁煙勧奨
- ・加熱式たばこ推奨の動きや高齢者は自由に喫煙しても構わないという風潮などに市民が惑わされないようにするための情報発信

2 国の調査では、喫煙者を含む多くの人が受動喫煙の迷惑・有害性を感じている。受動喫煙の危害ゼロを目指して下記の実施を進めてほしい。

- ・屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げること
- ・子供のいる場所や側での喫煙をやめるルールづくりの推進
- ・家庭や職場、公共の場等での喫煙場所を限りなくゼロに近づける施策の実施

- ・喫煙所の設置を公費で行わない、また、経過措置指定を行うとしても密閉閉鎖型の喫煙所とすること
- ・世界禁煙デーと禁煙週間に公共施設等をライトアップする「イエローグリーンキャンペーン」への協力

喫煙は糖尿病やロコモティブシンドローム、歯周病等の全身の疾病・疾患とも関連する。医療機関や医師会、歯科医師会等の専門組織、区や町内会など、様々な組織と連携して、たばこ対策を錦の御旗の下で進めてほしい。

【市の考え方】（健康福祉局）

ご指摘のとおり、たばこは、肺がんをはじめとする多くの疾患の危険因子であり、喫煙をする本人だけでなく、受動喫煙により周囲の人の健康にも影響を及ぼすことが明らかとなっています。たばこや受動喫煙の有害性と健康への影響について、より一層市民の意識を高めるとともに、理解を深め、広く市民の共通の認識としていく必要があると認識しております。

本市では喫煙が健康に及ぼす影響の正しい知識の普及に向けた啓発や若い世代への防煙教育に取り組むとともに、禁煙希望者を対象とした保健センターにおける個別健康教育、さらには屋外分煙施設設置費用助成事業をはじめとする受動喫煙対策など喫煙対策を総合的に推進してまいりました。

引き続き本計画に基づき喫煙対策に取り組む中で、いただいたご意見を参考に、さらに施策を推進してまいります。

【市民意見】

加熱式たばこ使用者の呼気にも有害物質が含まれていることをしっかり明記するべきだ。

人間には解剖学的死腔という空間があり、吸引しても肺まで到達せずに吐き出されるエアロゾルがあるということが十分には知られていない。

【市の考え方】（健康福祉局）

加熱式たばこ使用者の呼気に有害成分が含まれていることは御認識のとおりです。他方、2021年のWHOの報告書では、加熱式たばこの受動喫煙のリスクについては、科学的根拠は十分でなく、更なる研究が必要とされており、国も同様に、現時点で得られた科学的知見では将来の健康影響を予測することは困難という認識です。

こうした現状認識を踏まえ、計画案ではP.45において加熱式たばこの受動喫煙が健康に悪影響を及ぼす可能性は否定できない旨を記載しており、頂いたご意見と同趣旨の内容と認識しております。また、「名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例」では、加熱式たばこも受動喫煙の防止対象としており、同条例に基づき加熱式たばこを含めた受動喫煙対策については今後もしっかりと推進してまいります。

【市民意見】

水たばこの健康への影響に関するコラムを追加し、若者の間で流行りつつある水たばこの危険性についても周知すべきだ。たばこ煙を水に潜らせるので有害物質が少ないなどの誤解が流布している。

【市の考え方】（健康福祉局）

頂いたご意見を踏まえ、P.42の市民のとりくみに水パイプたばこに関する内容を追加しました。

【市民意見】

P.43, P.82の「屋外における受動喫煙対策として、民間事業者等に対する屋外分煙施設設置費用助成事業を推進します。」という部分を削除するべきだ。

喫煙所をなくし、禁煙区域を増やせば、自然と喫煙率は下がるはずである。

【市の考え方】（健康福祉局）

本市では、望まない受動喫煙の防止を目的とした健康増進法及び令和2年4月に制定した「名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例」に基づき受動喫煙対策を推進しているところでございます。

健康増進法では、屋内については原則禁煙となった一方で、屋外については「配慮義務」とされていることから、屋外の受動喫煙対策として、屋外分煙施設の設置費用助成事業を実施しているものです。引き続き望まない受動喫煙による健康被害の防止に取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

分野5 アルコール（1件）

【市民意見】

純アルコール摂取量について、5%のビールであれば中瓶 500ml など、具体例があると良い。

【市の考え方】（健康福祉局）

計画案の P.47 に具体例として主な酒類の換算の目安を掲載しており、頂いたご意見と同旨のものと考えております。

分野6 歯・口腔の健康（1件）

【市民意見】

虫歯予防だけでなく、歯周病予防に関する具体的な記載を増やしてはどうか。「いったん失った歯は二度と取り戻せない」ことを考えると、8020 運動の推進に今よりも力点を置いて良いと考える。

【市の考え方】（健康福祉局）

本市としても、歯周病予防に係る取組の推進は重要と考えており、具体的な目標・指標として設定しているほか、「市のとりくみ」において、歯周病についての情報提供や、歯周疾患検診等を利用した受診勧奨、「セルフケア」の方法の普及啓発など、具体的な取組として進めていく旨を記載しております。引き続き、これらの取組を通じて、普及と予防に努めてまいります。

また、8020 運動についても、食事や会話をいつまでも自分の歯で楽しんでもらうことが重要な取組であると認識しており、頂いたご意見を踏まえ、本計画を具体化する中で、一層の推進に努めてまいります。

分野8 がん（3件）

【市民意見】

がんに関して、病院の中に様々な支援体制があるにもかかわらず、患者がその情報を知り得る術が少ない。がん患者になった時から情報をスムーズに得られるように市としても伝える力を強化してほしい。合わせて、がんのピアサポーターも充実させてほしい。

【市の考え方】（健康福祉局）

本市では、がん相談・情報サロン「ピアネット」を開設し、がん情報の提供、研修を受けたがんのピアサポーターによる相談支援、疾患ごとの患者間の交流支援、治療と仕事の両立支援等に取り組んでおります。また、市内のがん診療連携拠点病院及び愛知県がん診療拠点病院の相談支援センターと連携し、院内でのピアサポーターによる相談支援を開始しております。

がんに関する情報について、がん患者の方やご家族の方をはじめ、必要とする市民の皆様にご活用いただけるよう、今後も様々な広報手段を用いて周知を図ってまいります。

【市民意見】

すい臓がんは罹患数に比べて死亡比率が高い。他都市で先進的な取組が始まっていることなども踏まえ、5大がんにとらわれずに早期発見、早期治療のための検査体制を確立してほしい。

【市の考え方】（健康福祉局）

ご指摘のとおり、すい臓がんによる死亡者数は多く、対策が必要な疾病であると認識しております。他都市で実施している腹部の超音波検査は、腹部5臓器（肝臓、胆道、膵臓、脾臓、腎臓）における腫瘍、のう胞、結石などの各種疾患を発見できる可能性がある有用な検査であることより、本市においても令和6年度から腹部超音波スクリーニング検査を実施予定としております。

【市民意見】

がんの罹患者は高齢者が圧倒的に多い。検診の受診率向上に向け、高齢者が集まる町内会の場合や同じ高齢者のボランティアを活用して、高齢者に特化した啓発を行ってほしい。

【市の考え方】（健康福祉局）

高齢者の方のがん検診受診率向上に向けて、本市では1つの検診あたり自己負担金500円で受診できるワンコインがん検診について、70歳以上の方は無料で受診することができるようにしております。

また、地域に出向いた啓発活動としまして、がん相談・情報サロンにおいて出張講座を開催しております。今後も、年代や性別に合わせたがんの啓発活動を実施してまいります。

分野 10 思春期の保健対策の強化と心身両面の健康づくり（1 件）

【市民意見】

性感染症、若年出産問題は、性教育の課題なので、ユネスコの提唱する「包括的性教育」の実施についても、検討を進めて欲しい。

【市の考え方】（教育委員会）

本市の学校教育は学習指導要領に基づき実施しております。「包括的性教育」の導入につきましては、今後も国の動向を注視してまいります。

分野 13 子どものこころの安らかな発達と育児不安の軽減（1 件）

【市民意見】

2024 年度の「こども家庭センター」発足に触れて欲しい。ゼロ歳児期の支援の重要性が高まっていることを踏まえ、ゼロ歳児の「親子教室」の開催回数を、子育て支援拠点なども活用し大幅に増やし、保育園や地域療育センターと連携し、必要なケースについて速やかに福祉的支援に繋げられるようにしてほしい。

【市の考え方】（子ども青少年局）

こども家庭センターについては、ご意見の趣旨を踏まえ分野 13「子どものこころの安らかな発達と育児不安の軽減」（P. 76）に記載を追加しました。

また、ご指摘のとおりゼロ歳児期への支援はとても重要性なものと認識しており、引き続き関係機関と緊密に連携し適切な支援につなげてまいります。

分野 14 社会とのつながり（1 件）

【市民意見】

敬老パスを無料にしてほしい。また、回数制限もなくしてほしい。

【市の考え方】（健康福祉局）

敬老パスの一部負担金につきましては、65 歳以上の方への交付を堅持しつつ、敬老パス事業を持続的・安定的に維持するため、負担の公平性の観点から、利用者である高齢者の方の所得に応じて費用の一部を負担いただくものとなっております。

また、敬老パス制度につきましては、高齢者の増加により事業費の増大が見込まれる中、暫定上限額を定めるとともに、より使い勝手がよく、公平で持続可能な制度とするため、令和 4 年 2 月に、対象交通の拡大とそれに伴い必要となる財源確保策として利用上限回数を設定する見直しを行ったところです。

対象交通の拡大により利便性の向上を図る一方で、利用上限回数の 730 回は、敬老パス利用者の 9 割以上の方がこれまでどおりご利用いただける回数となっております。さらに、令和 6 年 2 月からは、市バス・地下鉄の乗継利用の場合、2 回の乗車を 1 回の利用と数える新たな利用回数の数えかたを導入しており、日々の利用において乗継利用が必要な方にも安心して敬老パスをご利用いただけるようになっております。

これらにつきましては、コロナ禍が収束した後も将来にわたり、敬老パス制度をより使い勝手がよく、公平で持続可能な制度とするために必要なものであると考え

ておりますが、引き続き、市民の皆様にとってより良い制度となるよう検討してまいります。

その他（1 件）

【市民意見】

計画の内容を深く学ぶことができた。私自身保健環境委員として地域で教室を開いて啓発を行っているが、年に 1～2 回程度でも市からの講師派遣や各学区住民に資料配付するなどの啓発を実施してほしい。

【市の考え方】（健康福祉局）

保健環境委員として地域での健康づくり等にご協力いただき、ありがとうございます。フレイル予防や 8020 運動などについて、市民の方一人一人に周知し、取り組んでいただくことは本市としても非常に重要と考えております。

令和 4 年度からは、保健環境委員の方々にご協力いただき、フレイル予防教室を開催するなど、保健環境委員と市が連携して、フレイル予防の推進に関する取り組みを始めましたので、こうした取り組みをさらに周知していきたいと考えております。

本市においては、保健センターの専門職や地域のリハビリテーション専門職が、地域で開かれる教室等からの依頼を受けて訪問し、健康づくりや介護予防に資する啓発を行っております。講師派遣については、各区保健センターにご相談いただければと存じます。また、毎年全ての高齢者世帯に介護保険料の賦課通知と合わせて介護予防の取り組み等を紹介する資料を配布したり、毎月全世帯にお届けしている「広報なごや」の中で健康づくりに資する体操や食事メニューを掲載したりする方法で、本市にお住いの市民全体を対象とした啓発を実施しております。

頂いたご意見を参考に、今後も保健環境委員の方々とも連携の上で、市民の皆様の健康づくりのための取組を進めてまいります。